

平成7年4月2日から平成19年4月1日生まれの人

日本脳炎予防接種 特例措置について

平成17年度から21年度にかけての積極的勧奨差し控えにより、日本脳炎予防接種が完了していない人（平成7年4月2日から平成19年4月1日生まれの人）は、20歳未満まで日本脳炎の定期予防接種が受けられます。

倉吉市では、下記のとおり、日本脳炎定期予防接種を実施いたします。

◎ 日本脳炎第1期(計3回)が終了していない人は、20歳未満まで未接種分を受けることができます。

◎ 9歳以上の人で、第1期(計3回)が終了した人は、第2期の接種を20歳未満まで受けることができます。(原則として申し込みが必要です)

(※法令上は20歳未満ですが、運用上、接種期限を13歳未満としている場合もあります。)

母子健康手帳を確認のうえ、接種が終了していない人で接種を希望される人は、下記問合せ先までお申し込みください。未接種分の接種券を発行いたします。



接種スケジュール

【第1期を全く受けてない人】

6日から28日の間隔で初回接種2回、その後概ね1年（少なくとも6月以上）おいて追加接種を1回する。

【第1期を平成23年5月20日より前に1回又は2回受けた人】

第1期の残りの回数を、6日以上の間隔をあけて接種する。

【第1期を平成23年5月20日以降に1回又は2回受けた人】

第1期の残りの回数を、通常の接種スケジュール通り接種する。(初回2回目と追加接種は6月以上あける。)

【第2期の接種を受けてない人】

第1期終了後、6日以上間隔をおいて1回接種する。

(制度上は、6日以上の間隔をおけば接種可能ですが、通常、第1期終了後概ね5年後に接種するものであり、この間隔を参考に医師に相談のうえ接種してください。)

※ ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

【問合せ先】 倉吉市子ども家庭課 すこやか支援係 (0858) 27-0031